

=私たちの活動 4つの柱=  
 \*制度化と指導員の身分保障  
 \*専門性と仕事の確立  
 \*父母と共に学童保育運動の発展  
 \*全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

## ニュース学童保育

2016. 8. 23.

NO. 3

全日本建設交運一般労働組合  
 全国学童保育部会 発行  
 編集：事務局

# 厚労省、処遇改善の実施まとめ

### 建交労全国学童保育部会総会

9月17(土)午後1時～  
 18日(日)

建交労中央本部にて

申し込みは、9月5日(月)部会事務局まで  
 電話 052-353-8402  
 ファックス 052-362-5841

総会では、処遇改善事業をどう獲得するか。

指導員の賃金・労働条件の引き上げと組織拡大を結合した取り組みについて、重点的に討論します。



愛知学童保育支部、名古屋市との話し合い

2016. 7. 12.

## 建交労傘下で、20自治体

先ごろ、厚生労働省は、H27年度の処遇改善事業の実施状況(交付決定)を発表しました。交付決定されたのは、全国で199自治体。そのうち、建交労の組合員がいるところでは20の自治体で予算化されていました。

### 予算化は、全国の一割

全国の自治体数は、1718(2015年)

3月31日付)です。で、予算化は11%の自治体にすぎません。建交労の組合員がいる自治体では、北海道2市、岩手1市、山形

1市、福島1市、群馬5市町、埼玉1市、長野3市、静岡1市、愛知2市、沖縄3市、という状況です。

今回の発表は、H27年度の交付決定の状況です。今年度の実施状況は、増えていく見通しです。組合員がいる自治体でも、予算化されていないところがあります

ので、来年度に向けて、何としても予算化させなければなりません。

### 本当に、処遇改善はされたのか

また、予算化された自治体でも、満額予算化されているのか(賃金改善分154万円、常勤配置分293万円)が問題です。ある自治体では、上

限額を設けています。そして、指導員が実際にどれだけ賃上げできたのか、そこが重要です。

この点は、指導員の雇用先になっているところ(自治体、法人、父母会など)、にどれだけ交渉力を発揮するかにかかっています。

予算化されたにも拘らず、時間給で10円に満たない賃上げにとどまったところもあれば、ペア5万円を獲得したところもあります。

処遇改善事業の趣旨・目的を雇用先とも共通の理解にし、指導員の賃金にしっかりと反映させるように説得していくことが大切です。

これからの時期、「働くみんなの要求アンケート」を組合員はもちろん、空白職場、地域にも思い切って広げ、要求を束ねて行きましょう。